

第7号様式（第12条関係）

（日本産業規格A列4番）

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年　月　日

香川県知事

殿



協議者 住 所 徳島県徳島市八万町夷山 232
 有限会社タケコーカーポレーション
 氏 名 代表取締役 竹内 賀代子 印
 法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名
 電話番号 088-677-6135

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

| | | |
|---------------|-----------------------------------|--------------------------------------|
| 循環事業者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝 |
| | 住所又は所在地 | 香川県さぬき市前山 332 番地 12 |
| | 事業場の所在地 | 香川県さぬき市前山 332 番地 12 |
| | 規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無 | 有・無 |
| 県内搬入計画 | 一般的な名称 | 廃タイヤ |
| | 種類 | 廃プラスチック類 |
| | 性状 | 原型状態(丸タイヤ) |
| | 1年当たりの最大搬入量 | 4t/年 |
| | 排出事業場 | 有限会社タケコーカーポレーション 徳島県徳島市方上町鶴島 31-1 |
| | 当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要 | ・排出工程の概要 使用済みタイヤ |
| 当該産業廃棄物を運搬する者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 自社運搬 |
| | 住所又は所在地 | 徳島県徳島市八万町夷山 232 |

(裏面)

| | | |
|-------------------------------------|--|--|
| 県内搬入計画 | 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路 | 別紙のとおり |
| | 放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入 | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> |
| | 県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置 | ・運搬方法 タイヤ専用車輌を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。 |
| | 県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先 | 責任者氏名：竹内 正法 連絡先：088-677-6135 |
| | 搬入開始予定年月日 | 協議結果通知書の交付日以降 |
| 規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合 | | |
| 当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域 | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> | |
| 当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由 | | |
| 参考事項 | | |

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

(第3面)

| 変更事項 | | | | 変更前 | 変更後 | |
|---|-----------------|---|---|--|-----|--|
| 変循環利用計画の変更の内容 再使用又は再生利用の場合 | 再生品 | 種類 | 廃タイヤ切断チップ 廃コンベアーベルト破碎チップ | 同左 | | |
| | | 性状 | 廃タイヤ 約 5cm×5cm 廃コンベアーベルト 約 5cm×5cm | 同左 | | |
| | | 1年当たりの最大製造量 | 19,350 t／年 (64.5t/日×25日/月×12月) | 同左 | | |
| | | 再生品の性状に適合する日本工業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容 | 該当しません | 同左 | | |
| | | 再生品の利用又は取引の見込み | 廃タイヤ 製鉄会社及び製紙会社に燃料として売却しており取引は継続している。 廃コンベアーベルト 製紙会社に燃料として売却しており取引は継続している。 | 同左 | | |
| | 循環的な利用に伴い生ずる廃棄物 | 一般的な名称 | 該当しません | 同左 | | |
| | | 種類 | 該当しません | 同左 | | |
| | | 性状 | 該当しません | 同左 | | |
| | | 1年当たりの最大発生量 | 該当しません | 同左 | | |
| | | 処分方法 | 該当しません | 同左 | | |
| 循環的な利用を行う事業場における循環利用業務責任者の氏名及び連絡先 | | | 山地 誠 香川県さぬき市前山 332 番地 12 | 同左 | | |
| 県外産業廃棄物の種類又は性状を変更する場合にあっては、変更後の循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴 | | | 平成 19 年 6 月より大王製紙株式会社 三島工場へ納入を開始し、現在も取引継続中。 | 2018 年 10 月より株式会社ダイセル大竹工場へ納入を開始し、現在も取引継続中。 | | |
| 変更予定年月日 | | | 変更協議結果通知書の交付の日から | | | |
| 変更の理由 | | | 県外産業廃棄物受け入れに伴う排出事業者の追加 | | | |
| 参考事項 | | | | | | |

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

「廃棄物保管場所」

「運搬経路」

有限会社タケコーポレーション

〒770-8077 徳島県徳島市方上町鶴島 31-1

西に進む→左折する→左折して県道 210 号に入る→左折して県道 136 号に入る（徳島駅 の表示）→右折する（国道 55 号 の表示）→大松川橋（交差点）を左折して 徳島南バイパス/国道 55 号 に入る（県庁 の表示）→右折して県道 29 号に入る（徳島環状線経由/沖洲/新浜 の表示）→右車線を使用して 県道 29 号 を進む→左折して県道 120 号/県道 29 号に入る→津田本町四丁目（交差点）を右折して 県道 129 号 に入る→徳島南部道を進む（E55/県道 129 号 の表示）→徳島 JCT で、右車線を使用して 高松道/E28/神戸淡路鳴門道/鳴門/神戸 方面 E11 の標識に従う→四国横断自動車道/徳島自動車道 に入る→鳴門 JCT 出口から 高松自動車道 に入る→津田寒川 IC 出口を 津田/寒川 方面に向かって進む→右折して県道 37 号に入る→県道 140 号/県道 141 号を直進する→寒川町本村西（交差点）を右折して さぬき東街道/県道 10 号 に入る→寒川町石田西（交差点）を左折して さぬき新道/県道 279 号 に入る（西植田/高松空港 の表示）→塚原（交差点）を左折して 県道 3 号 に入る

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 332-12